

華誠の知的財産権ニュースレター

2026年5月 第109期

目次

『2025年中国知的財産権保護状況』特別解説

全体状況：ビジネス環境の持続的最適化と、重点制度構築の着実な推進	2
執行実務：高額な賠償判決と多様な紛争解決の並行、侵害コストのさらなる引き上げ	3
グローバル展開：ブランドの海外進出をサポート、クロスボーダー保護体制の継続的整備	4
データブリーフィング：承認登録は活発に推進されており、対外関連の申請も安定した状態で着実に進展	5

特集連載

2025年『特許審査ガイドライン』改正解説シリーズ第6弾：復審・無効審判における審査 — 誠実信用原則および一事不再理原則の強化	7
--	---



公式サイト：www.watsonband.com

Eメール：mailip@watsonband.com | mail@watsonband.com

『2025年中国知的財産権保護状況』特別解説

巻頭言：2026年5月7日、国家知識産権局は『2025年中国知的財産権保護状況』白書を発表し、2025年における中国の知的財産権保護活動を体系的に総括した。「第14次5カ年計画」の締めくくりの年における年度報告として、同白書は制度構築、司法保護、行政執行、海外での権利擁護（海外維権）、および審査・登録などの面における最新の進展を集中して示している。本期のニュースレターでは、白書の重要データや典型的な事例を抽出し、企業の皆様が中国の知的財産権保護の政策動向や実務の要点を把握できるよう解説いた。

一、全体状況：ビジネス環境の持続的最適化と、重点制度構築の着実な推進



2025年、中国の知的財産権保護に対する社会的満足度は82.81点に達し、過去最高を更新した。また、世界知的所有権機関（WIPO）が発表した『グローバル・イノベーション・インデックス（GII）2025』において、中国は初めて世界トップ10入りを果たした。制度構築の面では、知的財産権の法治保障が引き続き強化されている。新しく改正された『反不正競争法』が2025年10月15日より施行され、営業秘密の保護やネット上の不正競争行為の取り締まりに関する規則がさらに細分化された。また、『商標法』の改正草案も全国人民代表大会常務委員会会議の第1回審議を通過し、社会からのパブリックコメントの募集が開始されている。これらの進展は、中国の知的財産権保護が制度供給、執行の連携、市場の期待といった多角的なレベルから深化を続けており、国内外のビジネス主体に対してより安定し、透明で、予見可能性の高い法治環境を提供していることを示している。

『2025 年中国知的財産権保護状況』 特別解説

二、執行実務：高額な賠償判決と多様な紛争解決の並行、侵害コストのさらなる引き上げ



司法保護の面では、人民法院（裁判所）は悪質な権利侵害、反復的な侵害、および情状が重い侵害行為に対する規制を引き続き強化している。トウモロコシの植物新品種「NP01154」の権利侵害訴訟において、最高人民法院は法に基づいて懲罰的損害賠償を適用し、最終的な賠償額を5,354万7,000元余り（約11億円）に確定させた。これは中国の植物新品種侵害訴訟における最高賠償額を塗り替えるものである。本事案は、植物新品種の保護、農業科学技術成果の社会実装（転換）、および懲罰的損害賠償の適用において、極めて強い模範的意義を持っている。

行政的保護の面では、知的財産権管理部門が、技術が複雑で産業への影響が大きい紛争において、より積極的な調整役を果たした。広東省知識産権局が処理した「H.265/HEVC」標準必須特許（SEP）紛争を例に挙げると、行政機関は特許侵害紛争処理手続きの中で当事者間の調停や和解を促し、関連特許のライセンス契約の締結を実現させた。これはサプライチェーンの停滞や、連鎖的な訴訟リスクを低減させることに寄与している。企業にとってこの動きは、知的財産紛争の解決ルートが多様化しており、訴訟、行政裁決、調停、および商業ライセンスの間の連携が一段と緊密になっていることを明確に示している。

『2025 年中国知的財産権保護状況』 特別解説

三、グローバル展開：ブランドの海外進出をサポート、クロスボーダー保護体制の継続的整備



中国企業や文化消費ブランドの国際展開（海外進出）が加速するにつれ、クロスボーダーの知的財産権保護の重要性がさらに高まっている。2025年、中国税関が差し押さえた輸出入の侵害容疑貨物は計3万9,000バッチ、8,642万点に上り、クロスボーダーECや貿易の新しい形態などの重要シーンを中心に「龍騰2025」などの特別取締りアクションを展開した。

典型的な事例として、北京税関は中国のカルチャー・クリエイティブブランド「ポップマート（POP MART、泡泡瑪特）」の海外進出の過程における侵害貨物の「漂流（迂回輸送）」などの特徴に対し、サプライチェーン全体での取り締まりを実施した。年間で同ブランドの商標権や著作権を侵害した容疑のある貨物11万4,000点を摘発し、企業側の損失を2億元（約40億円）以上軽減させた。同時に、中国は海外知的財産紛争対応指導の地方ワークプラットフォームを28箇所設置しており、年間を通じて企業の損失を27億5,000元（約560億円）分回避させた。これらのデータは、中国の知的財産権保護が国内の権利確定や権利執行にとどまらず、海外紛争への対応、クロスボーダーの執行協力、企業の海外進出リスク管理へと拡大していることを反映している。

『2025年中国知的財産権保護状況』特別解説

四、データブリーフィング：承認登録は活発に推進されており、対外関連の申請も安定した状態で着実に進展



新技術を活用した審査の補助、審査品質の向上、および権利化（確権）の効率化が進む中、2025年の中国の知的財産審査・登録データは全体として活発な推移を維持した。通年の主なコアデータは以下の通り。

- **特許**：中国の発明特許授与件数は97万2,000件。特許協力条約(PCT)に基づく国際出願件数は7万8,500件で、前年同期比5.1%増となった。
- **商標**：中国の商標登録件数は420万6,000件。中国の出願人によるマドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願件数は6,718件であった。
- **著作権**：中国の著作権登録総数は1,067万7,000件に達し、そのうちコンピュータソフトウェアの著作権登録件数は318万件を超えた。
- **税関登録**：通年で承認された知的財産権税関保護登録は2万7,553件。

『2025 年中国知的財産権保護状況』特別解説



中国企業や文化消費ブランドの国際展開（海外進出）が加速するにつれ、クロスボーダーの知的財産権保護の重要性がさらに高まっている。2025 年、中国税関が差し押さえた輸出入の侵害容疑貨物は計 3 万 9,000 バッチ、8,642 万点に上り、クロスボーダー EC や貿易の新しい形態などの重要シーンを中心に「龍騰 2025」などの特別取締りアクションを展開した。

典型的な事例として、北京税関は中国のカルチャー・クリエイティブブランド「ポップマート（POP MART、泡泡瑪特）」の海外進出の過程における侵害貨物の「漂流（迂回輸送）」などの特徴に対し、サプライチェーン全体での取り締まりを実施した。年間で同ブランドの商標権や著作権を侵害した容疑のある貨物 11 万 4,000 点を摘発し、企業側の損失を 2 億元（約 40 億円）以上軽減させた。同時に、中国は海外知的財産紛争対応指導の地方ワークプラットフォームを 28 箇所設置しており、年間を通じて企業の損失を 27 億 5,000 元（約 560 億円）分回避させた。これらのデータは、中国の知的財産権保護が国内の権利確定や権利執行にとどまらず、海外紛争への対応、クロスボーダーの執行協力、企業の海外進出リスク管理へと拡大していることを反映している。

2025年『特許審査ガイドライン』改正解説シリーズ第6弾：復審・無効審判における審査 — 誠実信用原則および一事不再理原則の強化

1. 改正の背景および法理的基礎

今回の改正は、無効審判手続における二つの大きな弊害に直接対応するものである。

第一に、請求人が形式的な主張変更（例えば、「進歩性欠如」から「新規性欠如」への変更、「サポート要件違反」から「不明確性」への変更等）を通じて、実質的に同一の請求を繰り返し提起し、手続が空転する問題である。

第二に、いわゆる「ストローマン」戦略が横行し、真の利害関係人が匿名の請求人を利用して濫訴的な商業妨害を行う問題である。

今回の法改正は、新たな義務を創設するものではなく、既存原則の実効性を実質的に活性化する点に特徴がある。すなわち、『専利法実施細則』第70条第2項に規定される「一事不再理」における「同一の理由および証拠」を、「同一または実質的に同一の理由および証拠」と明確化することで、手続の安定性を形式的規定から実務運用へと落とし込んだ。また、『専利法』第45条に内在していた「真意表示」の要請を明文化し、行政手続における誠実信用のハードルを構築した。

その核心的目的は、「形式的受理」から「実質的規制」へと転換し、手続濫用による利益獲得の余地を圧縮するとともに、権利確定手続の効率向上を図る点にある。

2. 主要審査基準の変化 — 三層的な実質審査

(1) 「一事不再理」の実質化（いわゆる“サラミ戦略”への対策）

第四部分第三章第2.1節および第3.3節が改正され、「同一の理由および証拠」は、「同一または実質的に同一の理由および証拠」へと拡張された。

典型例として、以下のようなケースが挙げられる。

・ケース1

先行案件において、請求項は証拠1に対して相違技術的特徴を有し、進歩性を具備すると認定された。その後の案件で、請求人が「請求項は証拠1に対して新規性を欠く」と主張した場合、先行案件における「請求項は証拠1に対して相違点を有する」との認定は、実質的には「請求項は証拠1に対して新規性を有する」との認定に等しい。したがって、後件における新規性欠如の無効理由および証拠は、前件の進歩性欠如に関する理由および証拠と実質的に同一と判断される。

特集連載

・ケース 2

先行案件において、請求人は「請求項中の特徴 B は複数の実施形態を包含しているが、明細書にはそのうち一形態しか記載されていないため、サポート要件を満たさない」と主張したが、当該主張は認められなかった。後件において、請求人が「特徴 B は機能的限定であり、当業者は明細書に記載されていない他の代替手段によって当該機能を実現できることを理解できないため、サポート要件を満たさない」と主張した場合、両案件は表現形式に差異があるに過ぎず、実質的には同一の無効理由に該当すると判断される。

これにより、合議体は「論理的重複」を職権で認定し、請求を直接不受理とすることが可能となった。

(2) 真意表示に関する審査（ストローマン対策）

新設された第 3.2 節第 (2) 項では、「無効宣告請求の提起が請求人の真意表示によるものでない場合には、受理しない」と明記された。

実務上は、請求人が無効請求の動機、技術分析の出所、および委任関係の真正性について合理的に説明できるかが重点的に審査される。他人名義の冒用や署名偽造等の行為が認められた場合には、手続は直ちに終了される。これは、匿名の実質請求人（いわゆる「ストローマン」）に対する的確な規制措置である。

(3) 訂正書類提出の定型化（審査対象の固定化）

新設された第 4.6.4 節では、特許権者による訂正について、「全文差替え頁」および「訂正対照表」の提出が義務付けられ、さらに同一手続内では最後に提出されたテキストを基準とすることが明確化された。

これにより、従来見られた「試行錯誤型」の反復的訂正が抑制され、当事者双方に対して安定した審査対象への予見可能性が確保されることとなった。また、訂正対照表により、各請求項の修正内容を整理・明示できるため、特許権者の本来意図と異なる脱漏や誤認を防止する効果も期待される。

(4) 審査決定書作成の合理化

審査決定書に関する規定について、「以下の内容を含む」とされていた文言が、「通常、以下の内容を含む」へと変更され、特定類型決定に対する簡略化規定も削除された。

これにより、決定書作成の柔軟性が向上し、形式的な網羅性を維持しつつ、実質的争点の解決をより重点的に示すことが可能となり、審査品質および効率の向上が期待される。

3. 実務への影響および対応戦略

(1) 審査官への影響

審査官の裁量権は実質的に強化される。立案段階から、請求人適格および理由・証拠の実質的同一性を積極的に審査し、手続資源の浪費を防止することが求められる。

(2) 請求人側（攻撃側）への影響

① 「初回で完結」が原則化

請求人は、初回請求時に主要証拠および法的論理を網羅的に提出する必要がある。後続の追加主張は「実質的同一」として排除される可能性が高い。したがって、戦略上は、全く新たな証拠の組合せや法的論証構造を構築する必要がある。

② 主体適格・手続適法性への厳格対応

専利代理機構が自己名義で無効請求を行った場合には、『専利代理条例』に基づく責任追及の対象となり得る。そのため、提出書類の真正性および適法性を厳格に確保する必要がある。

(3) 特許権者側（防御側）への影響

① 誠実信用抗弁の積極活用

請求人の主体に疑義がある場合には、「真意表示によらない請求」であることを主張し、手続却下を促すことが可能となる。

② 訂正戦略の慎重化

訂正書類は、「差替え頁＋対照表」の形式に厳格に従い、修正経緯を明確に示す必要がある。また、口頭審理前までに最適な訂正文言を確定し、形式的不備や提出時期の問題により訂正機会を失うことを回避すべきである。さらに、最後に提出したテキストが最終版として扱われる点にも十分留意する必要がある。

今回の改正は、最小限のルール追加によって、手続濫用の余地を大幅に圧縮し、無効審判制度を「権利有効性に関する争点へ集中した制度」かつ「誠実信用に基づく対抗構造」へと回帰させるものである。